次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		
（略）		
別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
1－（3－クロロ－4，5，6，7－テトラヒドロピラゾロ［1，5－*a*］ピリジン－2－イル）－5－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－1*H*－ピラゾール－4－カルボニトリル（別名シクロピラニル）	0.06mg／kg体重／日	0.60mg／kg体重
4－［（5*S*）－5－（3，5－ジクロロ－4－フルオロフェニル）－5－（トリフルオロメチル）－4，5－ジヒドロ－1，2－オキサゾール－3－イル］－*N*－［（4*R*）－2－エチル－3－オキソ－1，2－オキサゾリジン－4－イル］－2－メチルベンズアミド並びにその（5*R*，4*R*）、（5*R*，4*S*）及び（5*S*，4*S*）異性体（別名イソシクロセラム）	0.026mg／kg体重／日	0.040mg／kg体重
3－メトキシカルボニルアミノフェニル－*N*－（3'－メチルフェニル）カーバメート（別名フェンメディファム）	0.075mg／kg体重／日	－
（略）		

改正前		
（略）		
別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		

○農林水産省告示第四百五十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四十条第二号の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第五百四十六号（農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
2　1　（略） 2　規則第四十条第二号の規定により農林水産大臣が定める馬の出生の年の末日前の日は、北海道の区域にあっては出生後第二月の月の末日、鹿児島県の区域にあっては出生後第五月の月の末日とする。 （削る。）	2　1　（略） 2　規則第四十条第二号の規定により農林水産大臣が定める馬の出生の年の末日前の日は、北海道の区域にあっては出生後第四月の月の末日（次に掲げる地域にあっては、出生後第二月の月の末日）、鹿児島県の区域にあっては出生後第五月の月の末日とする。 北海道 室蘭市 苫小牧市 登別市